

令和3年度 南砺市五箇山景観審議会 議事要旨

日時 令和3年(2021年)8月5日(木)13時30分～15時50分

場所 南砺市役所2階 201会議室

出席者 計17名(有効出席数18名)

出席委員 永瀬委員、松井委員(オンライン)、池田委員(オンライン)、瀧本委員、
南田委員、真草嶺委員、山崎委員、中島委員、酒井委員、和田委員、片山委員
(以上11名)

※長田委員、高田委員は都合により欠席。但し、予め長田委員(商工会支部長)
の代理として中島委員(商工会副支部長)の指名あり。

事務局 ブランド戦略部 此尾部長、

文化・世界遺産課 長岡課長、佐藤課長補佐、坂本副主幹、浅野主任、長島会任
(以上6名)

開会

委員改選、委嘱状交付

<委員改選について異議なし>

会長・副会長選任

<委員互選により、会長に永瀬委員、副会長に松井委員をそれぞれ選任>

会長あいさつ

<永瀬会長あいさつ>

委員自己紹介

<略>

審議事項

(1) 眺望点の指定について

□指定目的について

- ①観光振興の一助とすることも重要だが地元の中で周知することが第一であること。
- ②眺望点指定によって景観保全への意識を地元で作っていくことが重要であること。

□指定案について

- ①異論なし。
- ②候補地以外にもいいポイントがある。追加指定を念頭にしていくこと。

□眺望点の活用について

- ①銘板・看板の設置や市HP・広報を通じた情報発信を行うこと。
- ②付帯して以下の意見あり。
 - ・場所によっては既存施設の改修や駐車場などの整備を検討すべき。
 - ・観光部局・観光協会との連携を図るべき。
 - ・眺望点利用の際のアクセスや駐車場所・注意事項等きめ細かな情報発信が必要である。

□視点場及びその周辺の管理について

- ①どんな管理が必要か把握すること。
- ②地元には負担がかかり過ぎないことを念頭に地元と協議して維持管理の仕方を決めること。

□眺望点の呼称・愛称について

- 観光協会等との連携を図り銘板設置までに決定すること(公募という意見もあり)

(2) 景観保全部会の運用、会則について

□景観保全部会の運用について

- ①景観計画記載の運用を行うことについて再確認(書面決議による運用も含む)

- ②景観アドバイザーの役割について、届出事案に対する具体的な運用の仕組みを、委嘱のあり方も含めて整えるべきこと。

□景観保全部会の会則について

- 景観計画に基づく届出制度の周知も景観保全部会の役割として会則に盛り込むことを検討する。

□その他意見

- ①他自治体の景観計画の基本的方針に基づく推奨例やガイドラインの提示手法を参考にする。
- ②景観計画の周知（届出制度など）については、地域づくり協議会からの地元働きかけも検討する。
- ③届出しなかった場合の罰則がないことは検討を要する事項である。

(3) 推奨色（景観づくりの基準）について

□推奨色から外れている場合の運用について

- 自然環境・集落景観との調和が総合的に認められる場合には推奨色と異なる基調色が用いられることを認める。

□その他意見

- 面で用いられると問題になる色が推奨色になっている。現在の推奨色は見直しすべきである。見直しは五箇山ならではの風土の色合いなどの調査を踏まえることが重要である。
- 公共施設は景観への影響が大きく観光へのPRにもなる。見本となるべきである。
- 景観保全部会で意見をまとめても強制力をもって対応できないなど現在の南砺市の自主条例としての景観条例には限界がある。推奨色の修正など景観計画を見直す余地もあり、周辺自治体の動向も踏まえると景観法に基づく条例に移行すべきタイミングにきている。都市計画系の部局と連携して取り組むべきである。
- 南砺市には歴史的な素晴らしい町並みが多くあり市全域を対象に景観を考える必要がある。
- 五箇山ならではの合掌造りをモチーフにしたものは真正性の観点から五箇山の魅力向上に働くか慎重に考えるべきである。
- 例として市が移住者を受け入れるなら、どんな景観を維持すべきかを考え、それを軸に景観施策を進め、あるいは準備する（省エネ性能の確保の規定などに対して）、という考え方がある。
- 五箇山は観光産業が大事。合掌造りだけでなく自然の四季の変化などもあり、観光資源を増やす方向性で進めるべきである。

報告事項

(1) 令和元～2年度 事前相談・届出実績

(2) 条例周知について

<報告事項については審議事項の審議中に確認した>

閉会

(此尾部長)

以上